

# 児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

## 1 事業の目的等

- 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

支給対象	高校生年代まで(18歳に到達後の最初の年度末まで)の国内に住所を有する児童																											
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul> <p>※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。</p>																											
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>																											
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																											
支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)																											
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金、こども・子育て支援納付金で構成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="3">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行。</p>							被用者		非被用者			公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者		非被用者			公務員																						
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10																						
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10																					